

松戸市地域猫活動バッジ貸与に関する要領

1. 目的

市内で地域猫活動を行われる方や、地域猫活動の啓発等に努めていただける方に、「地域猫活動バッジ」（以下「バッジ」という。）を貸与することにより、飼い主のいない猫を適正に管理することが、環境美化と地域の生活環境の保全に繋がる「地域猫活動」であることの理解と普及を目的とする。

2. 対象

地域猫活動の趣旨を理解し、市内で地域猫活動を行われる、満18歳以上の方とする。

3. 手続等

「松戸市地域猫活動バッジ貸与申請書兼誓約書（管理台帳）」（以下「申請書」という。）を市長に提出することにより、バッジを貸与する。

活動場所が公園の場合には町会及び自治会等の承認を得て、松戸市地域猫活動承諾報告書も併せて提出するものとする。

4. 貸与期間

申請書を受理した日から当該年度末までを限度とする。

5. 目的外使用の禁止等

松戸市地域猫活動以外で使用すること、並びに第三者に譲渡及び転貸することは禁ずる。

6. バッジの返却

地域猫活動を終了するときは、バッジを速やかに返却すること。

7. バッジの再貸与

貸与を受けたバッジを紛失したとき、又はき損により使用に堪えなくなったときは、松戸市地域猫活動バッジ再貸与申請書を提出することにより再貸与する。

8. その他

原則として、公園での地域猫活動は禁止であるが、町会及び自治会等の承認を得ること、また公園緑地課より公園使用許可が下りた場合は、誓約事項（市のルール）に従い地域猫活動ができるものとする。

誓約事項（市のルール）に沿わないと判断した場合は、バッジを返却していただきます。

申請書は、環境保全課で管理台帳として適切に保管するとともに、地域猫活動に関する目的以外には使用しないものとする。

附則 この要領は、平成28年 5月 1日から実施する。

附則 この要領は、平成29年 4月 1日から実施する。

松戸市地域猫活動バッジを貸与するにあたって…

犬や猫などに関連する法規制等として「動物の愛護及び管理に関する法律」や「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」などがありますが、「飼い主のいない猫」を飼養管理する法規制等はありません。飼い主のいない猫が増えたことによる糞尿被害などが、生活環境への問題となっています。

一つの策として「地域猫活動」をご説明することがありますが、活動されるみなさんの方法も様々であります。

- 地域住民の理解を得られず、人間関係に摩擦ができています。
- 不妊・去勢手術のみする。
- 地域猫の管理が多く、地域に住む人たちの快適な生活環境にまで目を向けられない。
- 一人で活動されているため、誤解が生じる。

これでは地域猫に関心がない方からは「自己満足」と誤解されるほか、「無責任な管理」または「地域への押しつけ」と受け取られてしまうかもしれません。

- ご自身の所有地で活動をされている。
- エサを与えるだけでなく、トイレの設置や周辺の清掃を行っている。
- グループで役割を決め、定期的に活動報告など情報の共有をしている。
- 町会・自治会など、地域住民に対する理解が得られている。

しかし上記のように、活動しやすい条件であっても…



地域猫は自分のテリトリーを徘徊しますから、地域猫に関心のない人にとって迷惑と思われる行動をしてしまうことはあるのです。

飼い主のいない猫(野良猫)は、適正に飼養管理できなかった飼い主が放棄したことによる結果です。また不妊去勢手術を施していなければ、猫は増え続けていくでしょう。

動物虐待に関する報道を耳にすることもありますが、排除＝解決ではありません。

地域猫に関心のない人もある人も、お互いに地域猫を理解し快適な生活環境を守りつつ、地域の人達と協力して共存していけることが地域猫だと思ふのです。

このバッジは地域猫活動を理解し、松戸市のルールに沿って活動される人に貸与するものであり、その活動を支援するものであります。

だからお願いです、地域住民とその地域に生息する地域猫が共存していけるよう、あなたの口からも地域猫活動とはどういうことなのか、関心がない人や尋ねられた時に優しくわかりやすく伝えることや、賛同してくれる方を増やすことも、地域猫活動の一部であることを忘れないでくださいね。

※このバッジを貸与する目的は「地域猫活動の支援と理解普及」を目指すことであり、地域猫活動される方を評価するものではありませんのでご注意ください。

松戸市地域猫活動バッジ貸与までの流れ

1. 松戸市地域猫活動バッジ貸与申請書兼誓約書の作成

原則申請者は個人とし、団体の方は団体名を記載していただきます。

また活動内容の詳細の記載もお願いします。(活動場所、活動内容、管理する猫の数など)
公園が活動場所となる場合は、下記の注意事項をご確認ください。

【注意事項】

活動場所が公園となる場合は、その地域の町会・自治会の承諾をいただき、「松戸市地域猫活動承諾報告書」を併せて提出していただきます。

※地域猫活動は地域住民の理解が必要となります。地域猫活動の誤解やトラブルを避けるためにもまずは地域コミュニティを図り、活動について時間をかけて周知する必要があります。

書類が揃いましたら、松戸市役所環境保全課へ提出していただきます。(本庁新館6階)

2. 松戸市地域猫活動バッジ貸与申請書兼誓約書の提出

提出書類を確認させていただき、不備がないと判断できましたらバッジを即時貸与いたします。
ただし活動内容や活動場所によっては詳細を伺い、貸与検討のため一旦お預かりする場合がございます。

即時貸与できないケース

①書類に不備がある。

②公園で活動される方

原則として公園での地域猫活動は禁じられておりますので、環境保全課がいったん受領させていただき、公園緑地課へ「公園内使用許可」の申請手続きを行います。公園緑地課から許可が下りた時点で、申請者にご連絡をいたしますので、バッジ貸与まで少々お時間をいただくことになります。

3. 松戸市地域猫活動実施及び活動に関するお願い

以下の事項を確認の上、地域猫活動を実施するようお願いいたします。

①地域猫活動中は貸与されたバッジを着用してください(一個ずつNo.が記されております)

②地域猫活動は地域住民の理解が必要です。地域住民と地域猫が共存していけるよう、あなたの口からも地域猫活動とはどういうことなのか、関心のない人や尋ねられた時に優しくわかりやすく伝えることや賛同してくれる方を増やすことも地域猫活動の一部であることを忘れないでください。

③バッジの貸与期間は一年度毎とし、毎年3月に「松戸市地域猫活動バッジ貸与申請書兼誓約書」を提出していただくことで更新となります。(バッジはそのまま使用していただきます)

④松戸市地域猫活動バッジのき損または紛失により使用できない場合は「松戸市地域猫活動バッジ再貸与申請書」を提出することで、再貸与いたします。

⑤地域猫活動を終了されるときは、地域猫活動バッジの返却をお願いいたします。

⑥地域猫活動に伴う相談等があった場合には、確認の電話をすることがございます。

⑦誓約事項(市のルール)に沿わない場合には、バッジの返却を求められることがございます。

※このバッジを貸与する目的は「地域猫活動の支援と理解普及」を目指すことであり、地域猫活動される方を評価するものではありませんのでご注意ください。

